

へいせい ねん どだい かい
平成 23 年度第 3 回

さっぽろし しょう ふくししさく かか けいかくさくていかいぎ
札幌市の 障がい福祉施策に係る計画策定会議

かい ぎ ろく
会 議 録

にちじ へいせい ねん がつ にち すい ごご じ ぶん かいかい
日時：平成 23 年 10 月 5 日（水）午後 6 時 30 分開会

ばしょ さっぽろししちょうかくしょう しゃじょうほう かい けんしゅうしつ
場所：札幌市視聴覚障がい者情報センター 1 階 研修室

1. 開 会

事務局（嶋内障がい福祉課長） 皆様、おばんでございます。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、障がい福祉施策に係る計画策定会議を開催いたします。

私は、札幌市保健福祉局障がい福祉課長の嶋内でございます。よろしくお願いいたします。

本日の一般傍聴者についてでございますけれども、現在、6名いらっしゃいます。ご多忙のところ、ありがとうございます。

傍聴される皆様につきましては、発言はできませんので、ご意見等がございましたら、お手元に意見を記入する用紙をご用意しておりますので、会議終了後、事務局の方に提出していただきたいと思います。

それでは、まず初めに、お配りしております資料の確認をお願いいたします。

お手元の次第の裏面に配付資料の一覧を記載しておりますので、あわせてご確認ください。

まず、資料1としまして、会議等における検討の経過について、A4判の両面のものでございます。次に、資料2としまして、意見交換会等で寄せられた意見、ホチキスどめにしてありますA4判の2枚物です。資料3-1としまして、障がい児・者数ということで、データ関係を掲載しておりますA4判の資料がございます。次に、資料3-2としまして、サービス提供事業所の推移、同じくホチキスどめのA4判の資料がございます。次に、資料3-3としまして、障害福祉サービス見込量実績という資料がございます。次に、資料3-4としまして、A4判の横のホチキスどめの資料がございます。次に、資料4としまして、計画概要版（案）たたき台という厚目のA4判のホチキスどめの資料がございます。次に、資料5としまして、主なスケジュール（予定）障がい福祉関連計画の改定という資料がございます。A4判の両面のものでございます。よろしいでしょうか。

2. 札幌市障がい福祉担当部長あいさつ

事務局（嶋内障がい福祉課長） それでは、開会に当たりまして、私も障がい福祉担当部長の天田からごあいさつ申し上げます。

事務局（天田障がい福祉担当部長） 皆様、こんばんは。障がい福祉担当部長の天田でございます。

本日は、ご多忙のところ、この計画策定会議にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、皆様方には、日ごろから本市の障がい福祉施策の推進に多大なるご支援、ご協力をいただきまして、心からお礼を申し上げます。

前回の会議は、8月28日に開催しまして、計画に関する重点取り組みなどにつきまして

でご議論をいただきましたほか、障害者虐待防止法の成立につきまして資料を提供させていただきます。その後、8月5日に障害者基本法の一部改正がございまして、いわゆる障害者権利条約の批准に向けた法整備の一環といたしまして、これまで保護の対象として位置づけられていた障がい者像を権利の主体に位置づけていく、そういう主眼で障害者基本法が改正されております。

また、この計画策定に向けましては、各主要団体を対象としまして意見交換会を開催させていただきますが、そのほか、出前講座としまして、個別団体との意見交換、地域自立支援協議会の地域部会が10部会ございますが、この地域部会にも足を運ばせていただきまして、ご意見をちょうだいしてまいりました。

先月は、市民との意見交換会を2回開催いたしております。我々としては、期待していた人数より若干少なかつたかと思っておりますが、この場でさまざまなご意見を伺うことができました。その際、司会役をお引き受けいただきました松川議長、浅香議長代理、また、各回にご参会いただきました委員の皆様には、心からお礼を申し上げたいと思っております。

さて、本日は、早いもので通算5回目の会議となりました。今回につきましては、障害福祉サービスの見込量や数値目標の設定の考え方、計画の肉づけ作業の基礎となる計画概要版の案の整理を中心にご意見をちょうだいしたいと思っております。

なお、障がい福祉計画の根幹となりますサービス見込量、数値目標の設定についてでございますが、国からはまだ正式な参酌標準といえますか、そういったガイドラインが示されていないこと、さらに、追加的に新しい数値目標も示されると聞いております。そういった面では、今回、現時点で我々として想定できる範囲のものを提示させていただきたいと考えております。

また、10月からは、いよいよ計画の成文化作業に入っております。会議でいただきました貴重なご意見、意見交換会で寄せられましたお声など、関係部局と共有しながら検討作業を進めてまいりたいと考えております。

なお、予定としましては、来年1月ごろに最後の計画策定会議を開催させていただきます。計画の素案についてご説明させていただきたいと考えております。

今回の会議におきましても、時間の限りがございますが、忌憚のないご意見をちょうだいできればと考えております。どうかご審議のほどをよろしく願います。

委員紹介

事務局(嶋内障がい福祉課長) それでは、本日ご出席していただきました委員の皆様を、座席の順にご紹介をさせていただきます。

松川敏道議長。

浅香博文委員。

上田マリ子委員。

佐川俊樹委員。

ひろおかひろしいいん
廣岡博委員。

みやうちひろこいいん
宮内博子委員。

まつだやすこいいん
松田靖子委員。

みずたにあまねいいん
水谷周委員。

もりいちやいいん
森一也委員。

いじょう めい しいいん しゅつせき
以上9名の委員にご出席いただいております。

なお、佐藤義夫委員、芝木厚子委員、細川潮委員、山内まゆみ委員におかれまして、欠席する旨の連絡を受けております。

つづきまして、事務局を紹介いたします。

しょうがいふくしだんとうぶちょう あまた
障がい福祉担当部長の天田でございます。

じりつしえんなんとうかちちやう たかはし
自立支援担当課長の高橋でございます。

以下、関係職員の方から、順次、自己紹介いたします。

じむきょく にしだじぎやうけいかくなんとうかかりちやう じぎやうけいかくなんとうかかりちやう にしだ もう
事務局（西田事業計画担当係長） 事業計画担当係長の西田と申します。よろしくお願いいいたします。

じむきょく たけいじぎやうかんりかかりちやう じぎやうかんりかかりちやう たけい もう
事務局（武井事業管理係長） 事業管理係長をやっています武井と申します。よろしくお願いいいたします。

じむきょく たにさかせいしんほけん いりやうふくしかかりちやう せいしんほけん いりやうふくしかかりちやう たにさか
事務局（谷坂精神保健・医療福祉係長） 精神保健・医療福祉係長の谷坂です。よろしくお願いいいたします。

じむきょく やまもとしゅうろう そうだんしえんなんとうかかりちやう がつ たちづけ しゅうろう そうだんしえんなんとうかかりちやう
事務局（山本就労・相談支援担当係長） 10月1日付で就労・相談支援担当係長で参りました山本と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

じむきょく まえだざいたくふくしかかりちやう ざいたくふくしかかりちやう まえだ もう
事務局（前田在宅福祉係長） 在宅福祉係長の前田と申します。よろしくお願いいいたします。

じむきょく しまうちやう ふくしかちやう こんご しんこう まつかわぎちやう
事務局（嶋内障がい福祉課長） それでは、今後の進行につきましては、松川議長にお願いいいたしたいと存じます。よろしくお願いいいたします。

3. 議 事

まつかわぎちやう おそ じがん さんしゅう
松川議長 遅い時間にご参集いただきまして、ありがとうございます。

きつそく しだい そ すず
早速、次第に沿って進めてまいりたいと思います。

その前に、これまでの会議と同じように、ご発言の際には、なるべくゆっくりお話ししていただくようお願いいたします。発言の中でわからない言葉などがありましたら、遠慮なく言っていただきたいと思ひます。

それでは、議題に入ります。

1 番目の、これまでの検討経過についてです。

へいせい 22 年 12 月に第1回目の会議が開催されまして、会議での検討作業のほか、意見交換会などが開催されまして、さまざまな意見が寄せられております。

これまでの検討の経過について、まず、事務局からご説明をお願いいいたします。

事務局（西田事業計画担当係長） 事業計画担当係長の西田と申します。

私の方からご説明させていただきたいと思ひます。

まず、資料1をごらんいただきたいと思ひます。

昨年（しごん）の12月に計画策定会議（けいかくさくていかいぎ）の1回目が開催（かいぎ）されておひまして、そのときは、主に改定（かいてい）の概要（がいよう）などにつきてまして議題（ぎだい）とさせていただきます。

今年（ことし）に入（はい）りまして、5月の3回（がつ）目の計画策定会議（けいかくさくていかいぎ）におきましては、主に計画（けいかく）の骨子（こっし）につきてましてご議論（ぎろん）をいただきおひます。

資料（しりょう）の裏（うら）に参（まゐ）りまして、前回（ぜんかい）、7月28日（がつ）に4回（かい）目の計画策定会議（けいかくさくていかいぎ）を開催（かいぎ）し、そこで、主に計画関連（けいかくかんれん）の主要（しゅよう）取り組み（とく）についていろいろご意見（いけん）をちょうだいおひます。そして、本日（ほんじつ）、5回（かい）目の計画策定会議（けいかくさくていかいぎ）ということで、障（しょう）がい福祉（ふくし）計画（けいかく）のサービス見込量（みこりりょう）などにつきてましてご議論（ぎろん）をいただく予定（よてい）となっております。

また、冒頭（ぼうとう）に部長（ぶちょう）からも話し（はなし）をしましたが、これまでさまざま場面（ばめん）で意見交換（いけんこうかん）を行（な）ってきておひまして、まず、市内（しやん）の主要障（しょう）がい者団体（しやだんたい）と3回（かい）の意見交換会（いけんこうかんかい）を6月（がつ）から9月（がつ）にかけて実施（じっし）しておひます。また、先月（せんげつ）、市民（しみん）との意見交換会（いけんこうかんかい）を2回（かい）開催（かいぎ）しておひますほか、出前講座（でまえこうざ）等々（とうとう）を通（つう）じてさまざま意見（いけん）を蓄積（ちくせき）し、今後（こんご）、計画策定（けいかくさくてい）の参考（さんこう）にさせていただきます。どうか考（かんが）えているところ（ところ）でございます。

1番（ばん）目の議題（ぎだい）については、以上（いじょう）でございます。

松川（まつかわ）議長（ぎやう） これまでの経過（けいこ）について確認（かくにん）をするという趣旨（しゆし）でありますけれども、今（いま）の事務局（じむきょく）からの説明（せつめい）について何か質問（しつもん）等（とう）はござひますでしょうか。これについてはよろしいでしょうか。

この後（ご）、今後（こんご）のスケジュール（スケジュール）のところでも改めて説明（せつめい）があると思ひますが、具体的な数値（くたいてきすうち）を入（い）れた段階（だんぱい）で、もう一度（いちど）、この策定会議（さくていかいぎ）を開催（かいぎ）することになっておひますけれども、今（いま）のところは、その経過（けいこ）の確認（かくにん）ということによろしいでしょうか。

（「異議（いぎ）なし」と発言（はつげん）する者（もの）あり）

松川（まつかわ）議長（ぎやう） ありがとうござひます。

それでは、2番（ばん）目の意見交換会（いけんこうかんかい）等（とう）で寄せられた意見（いけん）についてです。

前回（ぜんかい）の会議（かいぎ）におひても、寄せられた意見（いけん）について、一覧表（いちらんひょう）の形（かたち）で情報提供（じょうほうていきょう）がありましたたけれども、その後（ご）、8月下旬（がつげじゆん）に知的障（ちてきしょう）がいの団体（だんたい）との意見交換会（いけんこうかんかい）が開催（かいぎ）されておひます。寄せられた意見（いけん）については、今後（こんご）の検討（けんとう）に役立（やくだ）てていくものになりますので、今回の会議（こんかい）では、情報提供（じょうほうていきょう）ということで事務局（じむきょく）から概略（がいりやく）を紹介（しょうかい）していただきまして、詳細（しじょうさい）については、持ち帰（もぢかへ）って見ていただくということにさせていただきますと思ひます。

それでは、よろしくお願ひします。

事務局（じむきょく）（西田事業計画担当係長（にしだしごんけいかくたんとうかりちよう）） 私（わたくし）の方（ほう）から情報提供（じょうほうていきょう）をさせていただきますと思ひます。

資料（しりょう）2（に）になります。

いただいた意見（いけん）の詳細（しじょうさい）についてここではお話し（はなし）しませんが、前回（ぜんかい）同（どう）様に、それぞ

れ分野ごとにいただいた意見を整理して記載した表でございます。これにつきましては、現在、計画の肉づけ作業を進めておりまして、その検討の参考とさせていただくほか、今後、具体的な事業の予算要求の段階、あるいは、事業の検討、見直しの段階にもこういったご意見を参考にさせていただいて活用していきたいと考えているところでございます。

また、これまでさまざまいただいた意見につきましては、今後、計画素案の作成の段階で、逐次、整理をしながら計画に反映させていきたいと考えておりますし、また、年内をめどに、札幌市の考え方ということで取りまとめをすることを考えております。

以上でございます。

松川議長 これは、情報提供ということで、詳細については、最初にも言いましたように、後ほど確認をしていただきたいということです。この意見をもとに、これからの具体的な数値を入れていくに当たって参考にしていくということです。

なお、先月、9月に開催しました市民との意見交換会での意見については、今、まとめている最中ですので、今回、ここでは提示できないということです。これについて、何かご質問等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

松川議長 それでは、後ほど、また何かありましたら、出していただきたいと思います。

3番目の議題ですが、障害福祉サービスの見込量等についてです。

現在、検討を進めている障がい者プランは、障害者基本法に基づく障がい者保健福祉計画と障害者自立支援法に基づく障がい福祉計画で構成されております。このうち、障がい福祉計画について、障害福祉サービスの見込量、数値目標を定めることになっております。

現段階では、サービス見込量や目標値の設定について国から指針が示されていないということで、具体的な数値目標を示すことは難しいかと思っております。まず、事務局の方から、平成22年度までの実績や参考データなどを紹介していただきまして、これを踏まえて、平成26年度の目標について、その方向性などについて考えていきたいと思っております。

具体的な数値は入っておりませんが、一応、今後の方向性を決めていく上では重要な論点が幾つかあるかと思っておりますので、ぜひ、積極的な質問、意見等をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局(西田事業計画担当係長) 私の方からご説明をさせていただきたいと思います。

資料に入る前に、今後のサービス見込量などの積算作業のスケジュール観をご説明させていただきます。

まず、平成26年度までに見込まれるサービス見込量、数値目標を積算していくということになります。その作業ですけれども、まず、中間報告という形で、北海道から見込み量、数値目標のことに照会が来ておりまして、来週に、まだこれで確定ということではないのですが、1次集計として道庁の方に現時点での数値を一たん報告するとい

うスケジュールになっております。今、その回答に向けて鋭意積算をしているところでございます。

また、1次集計で出した後も、引き続き、数値の積算を検討してまいります。国から示されている当初のスケジュールでいきますと、12月から1月ぐらいに再調整という形で、北海道を通じて最終的に国で集計をするというスケジュールを示されているところです。

また、この積算の犬もとなる、国において示される予定となっております基本指針というものが、当初のスケジュールでいきますと11月ごろに示されるというふうになっております。したがって、繰り返し申し上げますけれども、10月上旬に提出します中間報告は、あくまでも確定ではないという段階のものでございます。

また、今後、10月、11月、12月とかけまして、具体的な数値の積算作業をやっていくのですが、こういった会議の場のほかに、自立支援協議会を中心に、各関係機関に、逐次、相談させていただきながら、数字を固めてまいりたいと考えているところでございます。

それでは、早速、本題に入ります。

まず、数値目標の具体的な説明に入る前に、障がい福祉に関するいろいろなデータをご紹介させていただきたいと思っております。

早速、資料3-1をごらんいただきたいと思います。

これは、ことしの4月1日現在の障がい児・障がい者数の数字のデータでございます。

まず、1ページ目になりますけれども、身体障がい・知的障がいそれぞれの手帳所持者数の各区別の数字でございます。総数の欄ですけれども、身体障がいの方が約8万3,000人、知的障がいの方が約1万3,000人弱という状況になっていまして、区で言いますと、やはり、人口の多い北区、東区が多くなっております。

続きまして、2ページ目に参りまして、まず、精神障がいのある方の手帳所持者数の総数が1万6,000人となっております。また、自立支援医療の通院医療の方の受給者数が約4万3,000人となっております。これも、やはり北区、東区が多くなっている状況でございます。

続きまして、3ページ目は、身体障がいの1級から6級までの等級別の数字を記載してございます。等級としては1級の方が多い状況で、また、障がい者数につきましても、3年間で比べますと数字が多くなっている状況でございます。

また、4ページ目が、身体障がいの障がい区分別の表になっております。後でごらんいただければと思っております。

5ページ目に参りまして、知的障がいの療育手帳の所持者数でございます。これにつきましても、A、B、B-と障がいの等級ごとに、各年度で比較する表になっておりまして、手帳交付者数につきましても、各年度に比べますとふえている状況でございます。

最後の6ページ目ですけれども、精神に障がいのある方の精神障害者保健福祉手帳の所持者数、また等級別の表でございます。精神に障がいのある方も、年度で比較します

と、人数がふえている状況です。

最後は、自立支援医療の精神通院医療の受給者数で、これも年度で比較した表でございますが、人数はふえている状況でございます。

以上、障がい児・障がい者数ということでご紹介をさせていただきました。

説明を続けさせていただきますが、資料3 - 2をごらんいただきたいと思います。

この資料は、障害福祉サービスのサービス提供事業所のデータでございます。

まず、1ページ目ですけれども、居宅介護、重度訪問介護など、いわゆる訪問系サービスと呼ばれる事業所の各年を比較した数字でございます。訪問系サービスの事業所につきましては、数がふえている状況でございます。

続きまして、2ページ目と3ページ目をごらんいただきたいと思います。2ページ目が数字の表になっておるのですけれども、3ページ目に棒グラフを載せております。まず、例えば、生活介護とか就労支援に関する事業所、いわゆる日中活動系サービスの事業所数と定員数でございますが、事業所数でいきますと、生活介護、就労継続支援のA型、B型ともに事業所数はふえている状況でございます。

また、就労移行支援の事業所につきましては、ほぼ横ばいで推移しているような状況となっております。

3ページ目の方で、グループホーム、ケアホームと呼ばれる共同生活援助、共同生活介護、これらは居住系サービスというカテゴリーですが、グループホーム、ケアホームも数はふえている状況でございます。

以上、事業所の数の推移ということでご紹介させていただきました。

次に、資料3 - 3をごらんいただきたいと思います。

ここからが本題となりますけれども、障がい福祉計画において定めます障害福祉サービスの見込量の平成22年度までの実績値を資料としてまとめたものでございます。

まず、資料の1ページ目でございます。

これは、先ほどの訪問系サービスと呼ばれるものですけれども、例えば、居宅介護、重度訪問介護のサービスにつきましては、利用人数、月の利用時間数ともに伸びている状況でございます。

続いて、2ページ目と3ページ目に参りまして、これは、先ほどの日中活動系サービスでございます。

まず、生活介護につきましては、利用人数、日数は約3割の増加となっておりますが、特に重度の障がいのある方の地域生活を支えるためのサービスとして重要なものと位置づけられると思いますけれども、これにつきましても、24年度以降も利用者が伸びていくのではないかとこのように想定しております。

また、就労移行支援事業です。これは、先ほど事業所数は横ばいで推移しているというふうに申し上げましたけれども、これも、利用人数につきましては微増という状況となっております。ほかのサービスと比べると伸び幅が少くないということですが、これ

も詳細な分析等々をこれからやっていこうと思っ

て

いるのですが、就労移行支援という

ことで、サービスの標準利用期間は2年と決ま

っているという状況もあって、事業所の

経営面、運営面が一つの要因となっ

て、事業所数も横ばいという状況かと考えられ

ますが、今後、数をふやすことも大事かもしれ

ませんが、各事業所の支援内容の充実というこ

とも意見として求められておりますので、そ

ういった観点からも考えていかなければい

けないと思っております。

また、就労継続支援A型・B型です。これにつ

きましても、日中活動の場ということ

で非常に大事なサービスに位置づけられると

思いますので、今後も伸びを想定している

ところ

です。

次に、児童デイサービスですが、いわゆるつ

なぎ法で来年の4月からサービスが児童福祉

法に改変される予定となっております。今

回、この計画で定めます自立支援法に基

づく障害福祉サービスから外れることにな

ります。したがって、児童デイサービスとい

うサービス自体も改変されることになるの

ですが、この計画とは別に検討していくこ

とになるのかなと現在は考えております。

続きまして、4ページ目に参りたいと思

います。

共同生活援助・共同生活介護、いわゆるグ

ループホーム、ケアホームと呼ばれるもの

でございます。これにつきましても、地域

生活を支える住まいの場の一つとして、

札幌市としても非常に力を入れている事

業でございますけれども、平成22年度

の実績を見ましても、前年に比べま

して伸びている状況でございます。

今後、24年度以降につきましても、グ

ループホームの設置に対する補助なども

検討しておりますので、数字の方も

伸びていくという想定をしております。

また、その下の相談というメニュー

ですが、つなぎ法の関係で、新しい

メニューとして、地域相談支援、ある

いは障害児相談支援というメニュー

が4月から加わることでござい

まして、これにつきましても、24

年度以降の数値を積算している最中

でございます。

また、説明が漏れてしまったのですが、

1ページ目の訪問系サービスのところ

で、同行援護というサービスが10

月からスタートしており、これにつ

きましても24年度以降の数字を、

現在、積算しているところでござ

います。

続きまして、5ページ目に参りま

して、ここからは、地域生活支援事業

ということで、相談支援事業とい

うことで、相談支援事業所の箇所

数でございますけれども、これま

でも主に1カ所ずつふやしてきた

ところでございますが、22年度

については16カ所という状況

でございます。23年度以降につ

きましてもふやしていくことを

検討しているところでござ

います。23年度につきま

しては、既に1カ所ふえている

状況でございますが、24

年度以降もふやしていくことを

検討しております。

また、その次のコミュニケーション

支援事業につきましても着実に

推移しているのかなと

考えておりました。今後

も着実に推移できるように

整えていく必要があるかと

考えてお

ります。

6 ページ目に参りますと、日常生活用具給付事業とございまして、これにつきましても、22 年度の実績を見ますと、それぞれの用具の種類別に見ましても、給付件数はふえているという状況とございまして、今後も一定程度ふえていくのかなという想定をしております。

また、その次の移動支援事業でございまして、利用人数につきましても、22 年度実績を見ますとふえている状況とございまして。

また、現在、検討中ですが、移動支援の利用の対象範囲の拡充につきましても、引き続き検討をしている状況とございまして。

その他、7 ページ以降は、地域生活支援事業のそれぞれ細かいサービスを掲載しております。説明は省略させていただきますが、後ほどごらんをいただければと思います。

続きまして、数値目標ですが、資料 3 - 4 をごらんいただきたいと思っております。

先ほどもお話しさせていただきましたけれども、数値目標を設定するための国の基本指針がまだ示されていない段階とございまして。北海道庁から、現時点での北海道としての考え方に基いて、今回、10 月上旬に一たんの中間報告をするという流れなのですが、現段階で示されている北海道の考え方に基きまして数値目標を説明させていただきたいと思っております。

資料 3 - 4 の 1 ページ目とございまして、まず、数値目標の 1 番目に、入所施設の入所者の地域生活への移行という目標とございまして。これは、現計画でも設定している目標とございまして。現段階での北海道における考え方におきましては、平成 17 年 10 月の施設入居者のうち、26 年度末において、その入所者の 3 割以上の方が地域移行するという考え方にございまして。これを現段階で札幌市の状況に置きかえて考えてみますと、まず、平成 17 年 10 月現在の施設入所者数につきましても、2 ページ目の資料にも記載しているのですが、2,528 人でございまして。ここが出発点なのですが、進捗状況を見ますと、また 1 ページ目の方に戻りまして、現在の進捗状況として、これは北海道の方で集計している数字で、22 年 9 月までの地域移行者数の累計値ですが、札幌市分で 373 人の方が地域移行されたという集計になってございまして。23 年度の目標につきましても 480 人という設定とございまして。

先ほどの現段階での北海道の考え方に基きまして、26 年度の目標は、資料は空白としておりますけれども、もし北海道の考え方で見込んだ場合、平成 17 年 10 月からの累計で 700 人から 800 人の地域移行という目標になります。

先ほど、実績値といたしまして、平成 17 年 10 月から平成 22 年 9 月まで、これは 5 年間ですが、373 人の実績となっておりまして、単純に 5 年ということで年間ペースで割かえますと、年間大体 70 人から 80 人という単純な割り返しになりまして、今後、例えば平成 24 年度から平成 26 年度まで単純に割り返しますと、大体 100 人弱ぐらいの年間のペースという数字になります。現在、これにつきましても、鋭意、検討作業を進

めているところでございます。

また、1 番目の目標数値に関連しまして、2 ページ目に移りたいと思います。

入所者数ということでございますが、この北海道における現段階での考え方でございますが、平成17年10月現在の入所者数から18%以上の入所者数が減少するという考え方でございます。現在の進捗状況でございますが、平成22年度末で入所者数が約2,300人となっていて、減少が215人となっております。平成23年度の目標値は、370人減少しまして、約2,150人の入所者数という数値目標を設定してございます。

仮に、北海道の考え方で18%以上減少させるという数字を積算しますと、平成26年度の目標値につきましては、これもざっとした数字ですが、400人から500人の方が減少するという数字がはじかれます。入所者数の方が、26年度には大体2,070人から2,080人という数字になります。今、22年の実績値が出ていますから、23、24、25、26年と4年間で大体230人ぐらいの方が減少するという積算になります。これにつきましても、具体的にどのような取り組みができるかということも含めて、現在、鋭意検討しているところでございます。

続きまして、3 ページ目ですけれども、入院中の精神障がい者の地域生活への移行ということで、現在、現計画にも目標を設定しておるところでございますが、26年度に向けての、いわゆる精神に障がいのある方の退院という側面の数値目標につきましては、現在、国において、どのような数字を目標として置くのかということなどにつきまして検討中でございます。したがって、精神障がいの地域生活への移行の目標につきましては、札幌市におきましても、まだ空白といえますが、国の考え方を待っている段階という状況でございます。

続きまして、4 ページ目に移りたいと思います。

大きく数値目標の三つ目、福祉施設から一般就労への移行という数値目標でございますが、この現段階における北海道の考え方といたしましては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上の方を1年間で一般就労へ移行するという考え方でございます。

札幌市に置きかえますと、平成17年度には22人の方が移行されたという数字が出発点になりまして、これまで、進捗状況につきましては、大体80人前後で推移をしてまいりました。平成22年度につきましては、182人ということで、大幅に伸びている状況です。これは、北海道全体におきましても伸びている状況でございますが、北海道における札幌市のウエートというのは非常に高いものです。実績につきましては北海道で集計をしているものでございますが、いわゆる状況の分析等々につきまして、北海道ともやりとり、情報交換をしたのですけれども、大きくは、障害者雇用促進法、いわゆる雇用納付金制度ですが、対象事業所が昨年7月からすそ野が広がったと。対象事業所が広がったという背景が一つあるということ。もう一つ、その法改正によりまして、短時間労働者の方もカウントされる対象になったということが背景としてあるようでございます。

さらに、そういった法改正の状況のみならず、これも私どもで力を入れている事業の一つでございますが、いわゆる就労支援に関する事業です。就業・生活相談支援事業を初めとするさまざまな就労支援の取り組み、また、各事業所さんの熱心な取り組みによりまして、数字が182人ということで実績が上がったのかなというふうに考えているところでございます。

今後、平成23年度の現計画の数値目標は100人ということで、平成22年度の数字を見ますと大幅に達成はしているのですが、果たして、この182人という数字が一過性のものであるのか、もしくは180人規模で今後も推移をしていくのかということにつきまして、実は、先日、自立支援協議会の就労推進の専門部会に個別に、ご相談といいますが、現場の状況などにつきまして、情報を交換する場を持たせていただきました。その中には、ハローワークの方もいらっしゃる、先ほどの法改正による数字の伸びということで現場の状況なども教えていただいたところですが、まず、障害福祉サービスとしましては、就労移行支援事業の利用者が一般就労に移行されるという割合がほとんどであろうという感触を持っておられるということでした。

したがって、今後、障害福祉サービスの見込量の積算にも関連しますが、就労移行支援事業の利用者数の見込みも参考にしながら数値目標を算出していくことが妥当ではないかというアドバイスもちょうだいしまして、さまざまな側面から、関係機関の方々からもアドバイスもちょうだいしながら、またさらに精査をしていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、最後に5ページ目ですけれども、大きく3番目の一般就労への移行という数値目標の中で、就労移行支援事業の利用者数という目標があります。これは、現計画には設定していないものでございまして、次期計画で新たに設定する目標でございます。現段階における北海道の考え方によりまして、26年度におきまして福祉施設を利用される方の人数、この福祉施設というのは、例えば、生活介護とか、就労継続支援、就労移行支援といった日中活動系サービスを利用する方的人数で、これが分母になります。この福祉施設を利用する人数の2割以上が就労移行支援事業を利用するという目標値でございます。

平成22年度の実績ベースで計算しますと、大体6%という状況になっていまして、北海道で現段階で考えている20%というところとはちょっと離れている状況でございます。現段階で私どもで分析している状況ですけれども、前段の分母の部分です。特に、地域移行、あるいは地域生活を支援していくためのサービスとしまして、生活介護、あるいは就労継続支援のB型の利用者も、先ほどの観点から利用を多く見込まなければいけないという背景が一つあるかと考えております。

したがって、就労移行支援事業の利用者数がふえたとしても、分母の部分も同時にふえていくという状況から、今、北海道で考えている2割以上という目標は、現段階ではなかなか難しい背景もあるのかなと考えているところです。これにつきましても、今後、整理、検討していかなければいけないと考えております。

次に、3 - 3 就労継続支援 A 型事業の利用者数という目標でございまして、これも、次期計画で新たに設定する目標でございまして、現段階の北海道の考え方によりまして、26 年度において、就労継続の A 型と B 型の利用者が分母になります。その A 型と B 型の利用者のうちの 3 割は就労継続 A 型を利用している人数という目標値でございまして、22 年度の実績ベースで置きかえてみますと、まず、分母となる A 型と B 型を足した人数が 2,800 人弱でございまして、そのうち A 型を利用する日数が 700 人の 25.2% ということで、四捨五入しますと大体 3 割にはなるのですが、これも引き続き数字の算積を精査してまいりたいと考えております。

以上、現段階での北海道の考え方に基づきます 22 年度の実績値の紹介と、現段階で考えている札幌市の方向性などにつきまして情報提供させていただきました。

以上でございます。

松川議長 それでは、質問、意見をお願いいたします。

上田委員、お願いします。

上田委員 資料 3 - 1 の障がい児・者数、身体障がい者、知的障がい者の手帳保持者の人数についてです。

私どもの中に、一部、身障手帳と療育手帳の両方を持っている人が実は何人かいらっしゃるしまして、年金なんかを取るときには身障を使い、あとは療育というふうに二つを持っている方が中にいらっしゃる。そういう場合はダブルカウントになるのでしょうか。よろしいのですか。

松川議長 どういうふうにカウントしているかという質問ですけれども、事務局、よろしいですか。

事務局（西田事業計画担当係長） ダブルカウントという数字でございます。

松川議長 よろしいですか。

上田委員 はい。

松川議長 ほかにいかがでしょうか。

水谷委員 相談支援事業所の数ですけれども、今、17 カ所あります。今後も箇所数を増加していくということではあったのですが、例えば、今ある事業所の委託費の増額をしてその人員をふやしていくということをご検討いただけないのでしょうか。お願いします。

松川議長 資料 3 - 3 の 4 ページのところで、委託費の増額を考えていないのかということですが、事務局、よろしいでしょうか。

事務局（天田障がい福祉担当部長） 相談支援事業の札幌市の委託事業所の委託料につきましては、これまでもさまざまご意見をいただきまして、その機能をいろいろ分けてみたり、統括してみたりという形で、いろいろ工夫をして今に至っております。さらに、先ほど西田係長から説明させていただきましたように、この相談支援については、今は一本化になっておりますけれども、計画相談支援、それから地域相談支援という形で、その相談支援については、いわゆるつなぎ法の中で充実が図られるという方向性が出ていま

すが、これから具体的にどうなっていくのかがなかなか見えてこないということもございまして、それを含めて、委託費のあり方については今後検討していきたいと思っております。

ただ、来年の4月に向けては、新しい体系でどういうふうに参加ができるのかできないのか、そこも我々はなかなか見通しが立てられておりませんので、基本的には、来年度予算づけにつきましては、現行の基準をベースにして箇所数の増分を見込んでいくという予算の仕組みを考えていきたいと思っております。

実行段階につきましては、来年4月移行の相談支援事業はどんな形になっていくのかが見えた段階で改めて組み立てをしたいと考えます。

以上です。

松川議長 よろしいですか。

今の質問は、恐らく、そういう新しい体系になったときの云々ということだけではなくて、相談支援の質をどういうふうに確保するかという意味で、経験を積んだ職員がちゃんと残ってくれるようにしていきたいということですね。単に数の話ではなくて、そのための方途として、やはり、委託料という部分は非常に重要な要素であるという趣旨だと思っておりますが、そういう観点がもう一度ご説明いただけますか。

事務局(天田障がい福祉担当部長) 今のご指摘については、私たちも非常に懸念をしているといたしますが、大きな反省材料でございまして、質の充実を図っていくためのさまざまな取り組みや研修を行っております。

一方で、なかなか相談員の方々が定着しないということも現実でございます。そういう意味では、現行の委託費をさらに増額をしていく必要があるのではないかとご指摘ですが、これについては、財源の体制も含めて引き続き検討していきたいと思っております。

松川議長 ぜひ、その方向で検討をお願いしたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

廣岡委員 質問なのですが、資料の3-1の2ページです。手帳の所持者数1万6,126人、自立支援医療受給者数4万3,373人、これは約2.5倍ぐらいになっているのですけれども、この考え方がわからないのです。普通は、所持者数よりも同じか少ないのが受給者ではないかという気がするのですが、どういうふうにご検討いただければいいのですか。

松川議長 事務局、よろしいでしょうか。

事務局(西田事業計画担当係長) 2ページ目の精神障がいの方の手帳所持者数と自立支援医療の通院医療の受給者数の数字の関係です。まず、手帳所持者数は手帳を交付した方の人数ですが、その次の自立支援医療の受給者数ですけれども、この受給要件につきましては、必ずしも精神障がい者手帳をお持ちでない方も、医師の診断等に基づいて受給資格を得るという制度になっているものですから、4万3,000人の中では、手帳をお持ちでない方もいらっしゃるという状況でございます。

松川議長 よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

松田委員 今度の相談支援事業所の件ですが、今まで16カ所できて、ハンドブックも

もらってわかるのですけれども、全部5時までの相談支援なのです。それで、私のように仕事をしている人は、5時だと間に合わないのです。私の場合は、厚別で働いていますから、そこまで帰ってくるのに少し時間がかかります。冬になると地下鉄とかバスがおくれて、例えば、夜間の9時ぐらいとか7時ぐらいまでのところをつくってもらおうということは考えてもらえないのですか。

松川議長 今のお話は、相談支援事業所の相談体制について、夜の時間帯も使えるようなそういう形にならないかということですね。

松田委員 私は、帰ってくるのが5時なので、5時までだと使えないのです。

松川議長 このあたりは、水谷委員、何かありますか。

水谷委員 例えば、24時間、携帯を持っている相談室もありますし、あとは、事前にお約束していただければ、うちでしたら土・日でもお会いしてお話を伺うことはできます。きっとそれぞれ相談室でいろいろな形でやっていると思うので、絶対に5時までということではないと思います。

松田委員 わかりました

松川議長 あとはよろしいですか。何か使えるところをぜひ探していただければと思います。

では、上田委員、よろしいですか。

上田委員 資料3 - 4の1ページ目です。これは、あくまでも私の個人的な意見ですが、そのようになってほしいことを述べたいと思います。

26年度目標が入所者数を2,070にして、500人減少と先ほどおっしゃいましたけれども、ケアホームでは、夜間専従職員は1人となっています。資料3 - 4の2ページの上の方の数字が書いてあるところですね。ケアホームは、夜間専従職員がいますが、それでもやはり、さまざまな問題行動のある利用者さんが4人いると、なかなか気配りが難しく、1人に集中すると、あとの3人はおざなりになるケースがあって、ぎりぎりの事故が結構起こっています。私の経験では、それを2人体制にするとか、おふろの介助は居宅が使えないので、結局、1人をおふろで介助をして、あとの3人が全く自分が離せないような状態になった場合は、今、センサーをつけて、ドアの上と下にかぎを2個つけていますから、一応、出ればピーピーピーと鳴るようにすべてしてあります。その辺の配慮をちゃんとするということですね。それから、震災が起きまして、地震対策がきちんとできないと、札幌市からもなかなか許可が出ないとか、お金も出ないとか、いろいろございます。

また、療育手帳Bの方で、年金が2級で、6万何がしで、そこそこ働きながらやっている方でも、グループホームは夜間専従職員はおりませんが、でも、そこにいてくれると、知的の軽度の方でも仲よくみんなで暮らせるのだけれども、やはり夜は心配というお母様がたくさんいますし、そういうお話も聞いています。ここに就労保障をちゃんとくっつけば地域に出られる方がたくさんいるのでしょうけれども、近年、地域の問題もい

ろいろございまして、口では、いいよ、いらっしゃいと言うけれども、目の前に来たら困ると。そういう問題もいろいろ踏まえて、そんなに上がらないような気が私はいいたします。ですから、ハードな面ではなくて、もっとやわらかい、人的な部分でもうちょっといろいろなところで配慮していただけると、利用する人がもっとふえるのではないかと思います。あわせて、就労移行Aをふやすということですので、細々なことをいろいろ踏まえて目標を立てたらどうかと、これは私個人の意見でございます。

松川議長 今のお話を確認しますが、入所者をいかに施設から地域に出していくかというときに、受け皿としてのケアホームの充実をもっと図らないと、この目標の数字には達しないのではないかと。それから、就労移行という場も充実させないと、この目標どおりに入所者が減少しないのではないかとというご指摘ですね。このあたりは、生活介護とか、就労継続支援というあたりとの関係もあると思うのですが、こういったあたりを札幌市としてはどのように考えているのか。先ほどの説明にはなかったかと思うのですが、今のことについてご説明をお願いします。

事務局(西田事業計画担当係長) まず、グループホーム、ケアホームの充実という面で、先ほど、いわゆるソフト面での支援といいますが、ソフト面での施策の重要性というご指摘をいただきまして、そのとおりだと思います。理解促進から始まりましてのソフト面での取り組みを今後も引き続き検討を進めていきたいと思っております。また、就労移行の充実ということで、具体的には、サービス見込量という数字になってもあられる部分でもあろうと思うのですが、サービスの質や内容の充実という観点からも、充実に向けて検討していきたいと思っております。

現段階では、その多くは検討作業中なものですから、具体的にどうするというはちょっと申し上げられない段階ですけれども、いただいた意見を念頭に置きながら検討を進めてまいりたいと思っております。

松川議長 ほかにございますでしょうか。

佐川委員 先ほどからお話を聞いた範囲ですが、まず、身障手帳がだんだんふえている。関連して、各事業の利用人数、あるいは利用箇所もふえている。そして、この先もふえるだろうという見込みの中で、今、国の福祉事業、それから、札幌市などでやっている地域生活支援事業の中で、今、国も、札幌市も、福祉予算をどんどんふやすというわけにはいかないだろうと思っております。せいぜい横ばいか減少せざるを得ないという中で、例えば、地域生活支援の中で、今、出しておられるのは既にやられているいろいろな事業の結果の数字だと思いますが、これから既存の事業の中でも必要なもの、あるいは、必要でないものを、一つ一つの事業をきちんと見直して、さらに細かいところまで検討していただきたい。

その中で、視覚障がい者のことをいいますと、今、情報ネットワーク、あるいは点字のコミュニケーション情報ということが言われていますが、今は、先天性の視覚障がい者より中途失明者が多くなって、数が逆転しております。そんな中で、もちろん読み書きとして点字は必要ですが、この中途失明者は点字も読めません。そんな関係で、例えば、札幌市

の広報ももちろんCDとか音声で出す必要がありましょうし、あるいは、今、我々も要求していますが、札幌市からの重要書類に点字も出ていません。読むもののコードをたまに出すことはありますが、本当に重要文書でも、もちろん点字もそうですが、CDなりにして出す必要があるだろうと思いますし、札幌市の職員の代筆、点字の読める方も必要だろうと思います。

それから、災害時ですね。今、要援護者の災害のことにつきまして、もっともっと細かいことを施策としてきちんと検討をしていただきたいのです。

あるいは、今、ごみ収集も、ごみステーションから何とか戸別収集にできないかという検討が行われておりますが、その中で、障がい者の戸別収集についても、その周知や戸別収集する範囲を、福祉課ではないにしても、ほかの部局とも連携をとりながらきちんとしていただきたいのです。そういうような既存の事業のほかに、細かいことも個々に皆さんから意見をもらっておりますし、それらを含めて、事業内容、あるいは目標を設定していただきたいと思っております。

松川議長 今、情報というところで、どういう人でも使えるような、点字以外の情報提供のあり方も充実してほしいということと、災害時の対応という部分ですね。それから、ごみに関係したところももっと充実させるというか、そういうことも含めて計画を考えてほしいというご意見かと思っております。

佐川委員 それを見込みの中で検討していただきたいのです。

松川議長 これから数字を考えていこうということですが、具体的にこういった事業のこのあたりの数字をもっときちんとしてほしいというか、もう少し精査をしてほしいということですね。

このあたりは、事務局の方ではどういうふうに考えるでしょうか。

事務局(西田事業計画担当係長) まず、予算は限られているということで、既存事業などの見直し、充実というお話は、全くそのとおりだと思っております。

また、情報提供の充実という部分ですが、資料は3 - 3の5ページ目からですが、例えば、障がい福祉計画の障害福祉サービス、具体的には地域生活支援事業で、佐川委員のおっしゃる直接的なものではないかもしれませんが、例えばコミュニケーション支援事業というものがあります。これは、手話通訳、要約筆記ということで、これから利用人数等々の積算をするのですが、点字の方につきましては、これも直接的かどうかということではありますが、6ページ目の日常生活用具給付事業の中で、これは視覚あるいは聴覚に障がいのある方で、情報・意思疎通支援用具といった用具の支給ということも間接的には情報提供の充実というところで反映されていくのかなと思っております。また、7ページ目の中段よりちょっと下に、生活訓練等事業ということで、聴覚障がいの方、オストメイト、視覚に障がいのある方等々の訓練の事業も地域生活支援事業として位置づけておりまして、そういうところも情報提供の充実に間接的に関連があると思っております。

それから、広報さっぽろを初めとした札幌市から出す重要書類の音声化、点字化という

ことも、^{わたくし}私どもは課題ということで認識しております。まず、この計画を冊子としてつくるに当たっても、^{てんやく}点訳ということは量的にも多いのでちょっと難しいかもしれませんが、いわゆる2次元コードをつけたり、データとして提供をさせていただいて、ユーザーさんの方でそれを^{てんじ}点字にする、あるいは、^{おんせい}音声としてパソコンから読み上げるというように、引き続き、^{じょうほう}情報提供は柔軟に^{かんが}考えていきたいと思えます。

また、^{さいがいじ}災害時の細かい支援策等々の検討ということにつきましては、今の段階で障がい福祉計画における障がい福祉サービスという面で深く関連するメニューが今はちょっと思い浮かばないのですが、コミュニケーション支援事業といったところで、例えば、避難所に手話通訳の方を派遣するといったことは考えられるかもしれません。

また、ごみの戸別収集の件ですけれども、これも障がい福祉サービスという部分では直接的にはないのかもしれませんが、これまで、^{じょうほう}情報提供の充実、^{さいがいじ}災害時の対応、ごみの関係も、障がい福祉計画ではないもう一方の^{しょうがいしゃ}障害者基本法に基づきます障がいしゃ保健福祉計画の方ではしっかりと位置づけて、^{しやく}施策の方も考えていきたいということで、今、庁内で検討作業を進めております。ごみの戸別収集の関係は、今、^{かいぎ}会議で新たにご意見をちょうだいしたところだと思えますし、また、ごみの担当の^{かんきょう}環境部局にもさまざまな意見等が寄せられていると思えますので、そういったことも検討課題に入れて、障がい者プランの作成に向けて^{けんとう}検討を進めてまいりたいと思えます。

以上です。

^{さがわ}佐川委員 つけ加えまして、今、言われました2次元コードとか、そういうものを読み取るにしても、今、読み取る機械がそんなにあるわけではありません。結局、そういう2次元コード等を出すとしても、それを読み取る機械も日常生活用具の一つとしていただきたいということもあります。たまたま視覚のことを例にとり言っているのですが、もう一つ、^{いどうしえん}移動支援のことで、ガイドヘルパーの民間事業所はいっぱいあると思えますけれども、それぞれの事業所でガイドヘルパー制度の中身、^{じかん}時間数やいろいろな利用条件が極端に異なっていますので、本当に基本的なところだけは障がい福祉課の方でしっかり押さえていただきたいと思った次第です。

^{まつかわ}松川議長 ありがとうございます。

これについては、事務局、よろしいでしょうか。

^{じむきょく}事務局(西田事業計画担当係長) 日常生活用具の関係で、給付品目などは、国の告示とか、国の考え方なども含めてなのですが、引き続き充実に向けて検討課題として認識したいと思えます。また、^{いどうしえん}移動支援事業のみならず、いわゆる障がい福祉サービスを初めとした各種サービスの提供体制、あるいはその対応等々について、事業所、あるいはサービスごとでまちまちな対応にならないようにというのはご指摘のとおりだと思えますので、そういった観点もしっかり取り組んでいきたいと思えます。

^{まつかわ}松川議長 今のことで確認ですけれども、2次元コードを読み取る機械というのは、今の段階では、日常生活用具の給付の対象品目には入っていないということでしょうか。

佐川委員 極端に言うと、重度障がい者の対象品目にはなっていないくて、視力で言うと、弱視者の拡大読書器の中の品目に入れられておりますので、それを重度障がい者の方にも拡大して考えていただきたいということでございます。

松川議長 障がいの状況にかかわらず、必要な人が使える状況を考えてほしいということですね。ぜひ、その辺は検討を願いたいというふうに思います。

ほかにいかがでしょうか。どんどん出していただきたいとお願いします。

廣岡委員 資料3 - 4です。これは5ページに渡っていますが、3ページ目に、入院中の精神障がい者の地域生活への移行とあります。これは、このページを除いたところについては3障がいの合計ということにとらえてよろしいのでしょうか。

松川議長 3ページのところは、精神障がい者の地域生活への移行のことを言っていますが、それ以外のところは、3障がいではなくて、知的障がい、身体障がいのことを言っているのかというご質問でしょうか。

廣岡委員 精神障がい者も含めて、3障がい全体のことをとらえていいのかなというふうに思うのです。

松川議長 これも、事務局の方からお願いします。

事務局(西田事業計画担当係長) 1番目の入所施設の関係の数値目標は、現在、精神の方の入所施設がないものですから、これは身体、知的です。3ページ目は精神の方です。4ページ目、5ページ目の就労の部分は、身体、知的、精神の3障がいとなります。

以上です。

松川議長 廣岡委員、よろしいでしょうか。

廣岡委員 わかりました。

松川議長 ほかに、どうでしょうか。

資料3 - 3の6ページのところです。移動支援の利用人数について、若干は伸びていますが、あまり大きな伸びではありません。これは、恐らく、移動支援の範囲を広げることでもっと伸びる可能性はあると思います。ですから、移動支援に関しては、ぜひ対象の範囲を広げて計画を立てていただくことを検討願いたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

佐川委員 この10月から、国の事業として同行援護という制度が始まるようですが、国の方ではまだ政省令が発布されていないということです。それは、まだなのでしょう。

事務局(高橋自立支援担当課長) 出ています。

佐川委員 出ているのですね。

事務局(高橋自立支援担当課長) はい。もう出ておまして、皆さんにも周知しているところです。

佐川委員 恐らく、まだ細かいことは決まっていらないのだろうと思います。今後の数値目標も難しいだろうと思いますが、よろしく願いたいと思います。

松川議長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

松川議長 それでは、もし何かあれば最後にもう一度受けたいと思いますけれども、時間の関係がありますので、次の議題に移らせていただきたいと思います。

議題(4) 計画概要版(案) たたき台についてです。

これまで、計画の骨子について整理を行い、また、計画に関連する主要な取り組みのポイント、方向性についてもここで検討してきました。

今回は、これまでの検討を踏まえ、計画概要版(案)のたたき台ということで、施策の概要や方向性などを中心に、事務局において再整理しているところです。今後、具体的な成文化作業を行うための基礎となる資料だと思えます。

これまで検討してきたことから修正を加えている部分を中心に、事務局から説明をお願いいたします。

事務局(西田事業計画担当係長) 資料4をごらんいただきたいと思います。

これまで、5月に一たん整理をしました計画骨子をもとに、会議での検討、あるいは、9月までさまざまな場面でいろいろな方のご意見を伺ってきたところですが、そういった検討の内容や、いただいたご意見を踏まえまして、また、その計画骨子を見つめ直しまして、これに反映させるという作業をしました。

そこで、まだ計画の概要版の案のたたき台という段階ですが、それぞれ各分野に関連する基本施策のレベルまでをある程度文書化したものです。今回は、これをたたき台ということでご紹介させていただきまして、今後、この計画の概要版につきまして、たたき台から素案という形にしていくことになるのですが、あわせて同時並行的に、概要版ではなく、計画の本書という形でも成文化の作業を進めていくのですが、まずは、概要版が計画の本書の骨組みになる部分だと思えますので、現段階で一たん整理させていただきましてものをご紹介させていただきたいと思えます。

では、資料4の2ページ目をごらんください。

まず最初に、このプランの名前は、当初のとおり、障がい者プランということで、構成としましては、障がい者保健福祉計画と障がい福祉計画で構成するというものです。そのプランの目的、根拠法令などにつきましても、ここに記載をしております。

また、計画期間につきましても、それぞれ6年、3年と記載しております。

続きまして、3ページ目に参りまして、まず、障がい者保健福祉計画・障害者基本法に基づく方の計画の部からスタートしまして、3ページ目にありますのは、計画体系図としまして、これまでの計画骨子の一番前段の部分を整理して記載したものでございます。これは特に変更ございません。

続きまして、4ページ目以降ですけれども、分野を八つに分けて施策展開をするという構成で現計画と同じようにつくるといって進めておりましたが、まず、4ページ目の理解促進の分野でございまして、これまでさまざまなご意見をいただいて、それを踏まえて、1番目

の基本施策、啓発・広報活動、福祉教育などの推進というところの最後の段落で、いわゆる地域との関係づくりが重要であり、地域福祉の増進というものも計画に位置づけるべきではないかというご意見をちょうだいしておりました。そういったご意見を踏まえまして、地域福祉の増進というものをポイントとして追加しております。

また、4ページの基本施策の3番目ですが、二つ目の段落で、今回、障害者基本法を初めとした関係法令が一部改正、あるいは、新規に成立ということもありまして、そういったところから、法令の周知、普及を図ることよっての権利擁護の啓発ということもポイントとして位置づけたいということでございます。

続きまして、5ページ目の分野2の生活支援というところでございます。

この計画で施策や課題が最も多い項目であると思っておりますので、無理に絞り込まず、かつ、簡潔に幅広くということでポイントも多くなっております。

先ほど、松川議長からもご意見をちょうだいしまして、基本施策の1番目の一番下の段落の移動支援事業の関係ですが、これから24年度に向けた予算査定の作業が、今後、本格的に始まっておりますけれども、私どもは、移動支援事業ができてから、障がい福祉課のみならず、札幌市の最も重要な政策課題の一つとして移動支援事業を取り扱ってきたと認識しており、これまでも、限られた経営資源の中でさまざまな工夫ができないかということも含めて検討を進めておったのですが、今回、議長ご指摘の拡充ということの検討をここに位置づけたいと思っております。

また、6ページ目に参りまして、新たに追加した部分ですが、6ページ目の基本施策の3番目の福祉用具の部分ですが、現在、私どもの経済局で実施しております福祉産業共同研究事業というものがございまして、福祉用具の研究開発支援ということにつながってくると思うのですけれども、こういった取り組みの視点を施策のポイントとして位置づけたいと考えております。

続きまして、7ページ目の分野3の保健・医療です。

一番上の基本施策1の早期療育という部分の二つ目の段落ですが、このたび、児童福祉法、つなぎ法との関連もあるのですが、児童の通園サービスが児童福祉法に再編されることになりまして、障害児通所支援サービスという位置づけになりますので、そういった法改正の変更点も計画の記載に反映させるという趣旨でございます。

続きまして、8ページ目以降の分野4以降、生活支援、あるいは教育・育成、雇用・就労、情報・コミュニケーション、スポーツ・文化という分野でございまして、基本的には、基本施策のレベルでは大きな修正はないのですが、これまでさまざまなご意見をいただいておりますので、基本施策レベルにぶら下がる計画関連の重点取り組みの検討について反映をさせていきたいと考えております。

特に、本日もご意見をいただきました災害時の要援護者避難支援の関係、そして、いわゆるインクルーシブ教育の関係、そういった面については、重点取り組みの検討に反映させていきたいと考えております。これは、引き続き整理しているところでございます。

飛びまして、12ページ目ですけれども、障がい福祉計画、障害者自立支援法の方の計画の部でございます。

12ページには、障がい福祉計画における基本理念と基本的な考え方を記載しておりますが、11月ごろに示される予定の国の指針で、この基本理念と考え方が示される予定になっております。現時点では現計画の内容を踏襲したものとしておりますが、北海道からの情報によりますと、現計画を踏襲するような形で基本指針が発出されるのではないかとということでございます。

また、13ページ目以降が一覧表形式になっておりまして、前の議題でありました数値目標の関係とかサービス見込量の一覧を概要版にも記載をしていくイメージを考えております。これは、まだ検討中なものですから、数値目標や数字の部分は空欄になっておりますが、今後、検討を進めていく中で、この数字を埋めていく作業になると考えております。

簡単ですが、以上でございます。

松川議長 それでは、ご質問、ご意見を受けたいと思います。よろしくお願ひします。

骨子案については、これまでもここで検討してきたわけですけれども、これをもとに成文化されていきますので、重要な部分だと思ひます。ぜひ、ご意見等をお願ひいたします。

私から、1点、確認をさせていただきます。

9ページで、インクルーシブ教育については重要な検討課題ということだったわけですけれども、9ページの3の二つ目の丸です。既に以前の会議で確認していたかもしれませんが、もう一度質問させていただきます。「特別支援学級等の整備を推進します」とありますが、この「等」というのはどういう意味かというところを確認しておきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

事務局(西田事業計画担当係長) 7月28日の計画策定会議でご確認があったと思ひますが、現在、教育委員会におきまして、検討中の事項が多く含まれている項目でありまして、今後、予算査定が行われるということと、その予算に関連する札幌市の重要な計画の一つであります第3次新まちづくり計画という札幌市の行政計画がありまして、それは23年度から4カ年の計画で、12月に公表するというスケジュール観で、今、パブリックコメントを実施しているところです。ですから、その予算査定がまだ確定していない段階なので、大変恐縮ですけれども、「特別支援学級等」の「等」の部分は、こういった会議の場ではまだ具体的に情報提供できないことをご了承いただきたいと存じます。申しわけございません。以上のことは、教育委員会の情報ということで情報提供させていただきました。

松川議長 ほかにございますでしょうか。

それでは、全体を通して、特に議題(3)と(4)に関して追加の質問等があれば出してください。

それでは、議題(5)番目です。

今後のスケジュールについてということで、今後、計画の成文化作業が進められまして、市役所内での議論のほか、パブリックコメントの実施、計画策定会議や障害者施策推進会議での審議も予定されているかと思えます。詳細について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（西田事業計画担当係長） 資料5をごらんいただきたいと思います。

今まではA4横判の資料だったのですが、縦にレイアウトを変えたということと、スケジュール的なものをもう少し詳細に記載したものに變更しております。

今は平成23年10月から11月という欄になりますけれども、今後、計画素案を12月から1月にかけて公表するに当たっての素案の下地づくりといいますが、そういった検討を開始しているところございまして、それは、9月までに行われたさまざまな場面での意見交換等々を踏まえたものでございます。

ここでは、本計画策定会議のほかに、精神保健福祉審議会、地域自立支援協議会、そして、障害者基本法に基づきまして計画の策定、施策の推進について検討する場合に、そういった内容を諮らなければいけないとされております。障害者施策推進協議会にご意見をいただくというスケジュールでございます。そこでは、計画素案の検討のほか、障がい福祉サービスの数値目標、サービス見込量の中間集計ということで、10月、来週に1たん中間的に報告することになっております。また、引き続き、数値目標、サービス見込量は、12月、1月にかけて詳細に検討していくこととなります。スケジュールとしては、12月を目途に庁内の会議に諮りまして、計画素案を12月から1月にかけて公表して、パブリックコメントにかけさせていただくというスケジュールです。

そのパブリックコメントに前後する形になるかと思うのですが、先ほどの数値目標、サービス見込量の再調整という形で、北海道を通じて国に最終的に報告するという段取りがございまして。

また、パブリックコメントと同時に並行的に、計画素案を公表した後、1月から3月にかけて計画素案を調整する期間を設けたいと思っております。その調整につきましては、庁内での調整作業はもちろんですが、改めて、本計画策定会議、精神保健福祉審議会、自立支援協議会、そして障害者施策推進会議という会議の場で改めて素案についてご意見をいただく機会を設けたいと思っておりますし、また、各自立支援協議会の各部会、あるいは、本会議の委員に個別にご相談させていただく場面もあるかもしれません。その際には、ひとつご協力をよろしくお願ひしたいと思えます。そして、3月に計画を公表するというスケジュール観で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

松川議長 今、今後のスケジュールについて説明がありましたけれども、ご質問等はございますでしょうか。

計画策定会議については、この後、最低1回は予定されているということだと思えます。これについてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

松川議長 ありがとうございます。

繰り返しになりますが、全体を通してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

松川議長 それでは、ちょうど時間にもなりましたけれども、一心、きょうの議題については、これで終了ということになりますが、事務局から、ほかに何か連絡事項等がございますでしょうか。

事務局(西田事業計画担当係長) ありません。

松川議長 委員の方から何かございますでしょうか。

上田委員、お願いします。

上田委員 先日の9月の市民との意見交換会の席のことなのですが、やはり、小鳩会の会員の方もおっしゃいましたが、発達障がいとか自閉症の本当にお大変なお子さんを持った親御さんは、日中帯でなければなかなか出てこられません。初日は、私が見た限りでは、親御さんはだれもいませんでした。2日目は、2人ぐらいの方が意見をおっしゃいました。2日間出て改めて実感したのは、私どもは当事者ではないので代弁者としてしか意見を述べられないということです。やはり、当事者の方がはっきり意見を述べられるというのは強いことですし、知的障がい者関係はいろいろなものがなかなか進まないというのは、当事者が意見を述べられないからということを変更して実感しましたので、障がい福祉課の職員の方が日中帯にごそっと出てくるのは大変なのは十分理解しておりますが、次回にこういう機会がございましたら、本当に困っている親御さんの意見をたくさん聞いていただける日程を調整していただけたらありがたく思います。

松川議長 大変重要なご指摘だと思います。開催する時間帯、それから、開催の形式もそうですけれども、今後に向けていろいろ検討すべき課題があると思います。中でも、今おっしゃったように、当事者の方が出てこられないような時間帯で開催するというのは、やはり十分に改善していかなくてはいけない部分だと思います。私も全く同感です。

事務局の方から補足はありますか。

事務局(西田事業計画担当係長) 次回、日時、あるいは会場の設定を初めとして、意見交換会自体の進め方につきましても、皆様にご相談させていただきながら、なるべく多くの方から、あるいは、当事者の方が参加できるようなスタイルでやっていきたいと考えておりますので、その節にはいろいろお知恵をおかりしたいと思っております。

また、これは、計画策定段階に限らず、当事者団体の方から個別に要望書という形でいただいて、短い時間かもしれませんが、懇談するということもやっております。それは、個別に日時をセットしながらやっているのですが、そのほか、今後も出前講座をやる用意がございますので、よろしくお願いします。

松川議長 ほかにいかがでしょうか。

佐川委員 ちょっと言い忘れたのですが、先ほどのたたき台について、私は1回ずら

っと読んだだけで、私に国語力がないのかもしれませんが、一つの分野の中で、文書が重複しているような気もするし、あるいは、二つの文書を一つにうまくまとめられるような感じがするところが見受けられますので、もう一度、再度読み直して、細かいところまで検討していただきたいなと思います。

松川議長 ありがとうございます。

ぜひ、佐川委員も、具体的に気がついたところがあれば、ご指摘いただきたいと思います。今でなくても、後で何か気がついたことがあれば、札幌市の方に言っていただいて結構ですね。西田さんの方にでもぜひ言っていただきたいと思いますので、よろしく願います。

4. 閉 会

松川議長 ほかになれば、以上をもちまして、きょうの会議を終了いたします。

大変長時間にわたりまして、お疲れさまでした。

どうもありがとうございました。

以 上